

宅地造成に関する工事の許可申請手数料一覧 (R6. 4. 1～)

岡山県に提出される宅地造成等規制法に関する許可等申請の手数料です。
なお、岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市の手数料額については、各市へお問い合わせください。

① 宅地造成に関する工事の許可申請審査手数料 (法第 8 条本文)

切土又は盛土をする土地の面積 (㎡)	手数料 (円)
500 以内のもの	12, 170
500 を超え 1, 000 以内のもの	22, 330
1, 000 を超え 2, 000 以内のもの	32, 490
2, 000 を超え 5, 000 以内のもの	48, 730
5, 000 を超え 10, 000 以内のもの	70, 070
10, 000 を超え 20, 000 以内のもの	111, 700
20, 000 を超え 40, 000 以内のもの	172, 630
40, 000 を超え 70, 000 以内のもの	264, 060
70, 000 を超え 100, 000 以内のもの	345, 280
100, 000 を超えるもの	436, 720

② 宅地造成に関する工事の変更許可申請審査手数料 (法第 12 条)

変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額。 ただし、その額が 436, 720 円を超えるときは、その手数料の額は 436, 720 円とする。
イ 宅地造成に関する工事の設計の変更 (ロのみに該当する場合を除く。) については、切土又は盛土をする土地の面積 (ロに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積) の区分に応じ、上記①許可申請審査手数料の額に 10 分の 1 を乗じて得た額
ロ 新たな土地の切土又は盛土をする土地への編入に係る宅地造成に関する工事の設計の変更については、新たに編入される切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、上記①の許可申請審査手数料に規定する額
ハ その他の変更については、10, 000 円

〈お問合せ先〉

岡山県土木部都市局建築指導課盛土対策班	TEL : 086-226-7868	
備前県民局建設部東備地域管理課	TEL : 0869-92-5170	担当エリア : 備前市
備中県民局建設部井笠地域管理課	TEL : 0865-69-1634	担当エリア : 井原市
美作県民局建設部管理課管理班	TEL : 0868-23-1437	担当エリア : 津山市、美咲町
美作県民局建設部勝英地域管理課	TEL : 0868-73-4061	担当エリア : 美作市、勝央町